

## 「フランチャイズ取引適正化法（仮称）」の制定に関する意見書（案）

全国に約5万5,000店舗あるコンビニエンスストアのほとんどは、家族などで経営する小規模事業者である。コンビニエンスストアのオーナーは、出店に当たってコンビニチェーン本部（以下「本部」という。）とフランチャイズ（FC）契約を締結しているが、契約内容は本部が圧倒的に優位となっている。売上利益の分配についても、本部側が有利になるよう設定されており、店舗側は人件費などを賄わなければならない。

現在、24時間営業や年中無休など、コンビニエンスストアの在り方が大きな問題になっている。従業員の確保がままならず、オーナーが休みなしで店頭に立たざるを得ない過酷な働き方がまん延している現状を放置することはできない。

平成31年2月、大阪府内のコンビニチェーン加盟店（以下「加盟店」という。）のオーナーが、過酷な働き方に耐えかね、やむにやまれず深夜営業をやめたところ、本部が違約金を求めたため、24時間営業の是非が改めて問われる事態となっている。「家族が死んでも休めない」などといった状況は、非人間的であり、健康で文化的な生活とは言い難い。

現在の人手不足の下では、賃金を上げても深夜帯の従業員の確保は困難である。それでも、24時間営業や年中無休がやめられないのであれば、オーナーが我が身を犠牲にして営業を継続するしかない。

営業時間などの決定権は本来、加盟店も有するものである。それを認めようとせず、オーナーに対して命を削る労働を迫るような業界の姿勢は改めるべきである。

コンビニエンスストアは、買物だけでなく、公共料金の支払や災害時の支援拠点としての機能も有しており、地域において多様な役割を果たしている。その担い手であるオーナーが過酷な働き方で追い詰められるような状況が続いては、業界の健全な発展は望めない。

本部に対して力の弱い加盟店の権利を守り、安心して営業が継続できるルールづくりや法制化が必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、本部から不利益を受けるこ

とがない対等の関係を構築することによって、加盟店の地位と権利を保障するため、「フランチャイズ取引適正化法（仮称）」を制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月 日

東京都議会議長 尾崎 大 介

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

} 宛て